

# 衆議院内閣委員会ニュース

【第210回国会】令和4年11月9日（水）、第6回の委員会が開かれました。

- 1 国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第16号）
  - ・谷国務大臣から趣旨の説明を聴取しました。
  - ・谷国務大臣、築文部科学副大臣、鈴木内閣府大臣政務官、自見内閣府大臣政務官、吉川外務大臣政務官及び政府参考人並びに参考人に対し質疑を行いました。（参考人）日本銀行決済機構局長 神山一成君  
（質疑者）神田憲次君（自民）、石原宏高君（自民）、本田太郎君（自民）、平沼正二郎君（自民）、福重隆浩君（公明）、中谷一馬君（立憲）、櫻井周君（立憲）、緒方林太郎君（有志）

（質疑者及び主な質疑事項）

## 神田憲次君（自民）

国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案（以下「本法律案」という。）

- ア 本法律案の重要性及び早期成立の必要性
- イ 金融活動作業部会（以下「FATF」という。）の第4次対日相互審査報告書（以下「本報告書」という。）について対応すべき事項の範囲
- ウ 第4次対日相互審査において我が国が通常フォローアップ国より低い評価である重点フォローアップ国に分類された理由及び妥当性
- エ 我が国居住者である大量破壊兵器関連計画等関係者の有無及び存在しない場合においても今般の法改正を行う理由
- オ 犯罪収益として没収できる財産の対象を財産一般に拡大する理由
- カ 暗号資産及びステーブルコインの悪用を防ぎ、制裁の実効性を確保するための対応
- キ 暗号資産交換業者に義務付けられるトラベルルール（暗号資産の移転時に送付人・受取人の情報を相手方業者に通知する義務）
  - a トラベルルールの概要
  - b 金融庁の検査監督の在り方
- ク マネー・ローンダリング（以下「マネロン」という。）罪
  - a 受理件数及び犯罪収益の没収・追徴金額
  - b 昨今の犯罪件数の微減傾向はコロナ禍における経済活動の停滞が原因である可能性
  - c マネロン罪の法定刑を引き上げる必要性
- ケ 疑わしい取引の届出義務
  - a 公認会計士に対して疑わしい取引の届出を義務付けた理由
  - b 士業者における当該義務の運用の在り方

## 石原宏高君（自民）

本法律案

- ア 本法律案の意義及び内容
- イ FATF勧告の対象について、環境犯罪によるマネロンが含まれるかの確認及びその他の対象事案の具体例

- ウ 暗号資産の没収
  - a 暗号資産に対する強制執行の申立ての可否及び没収の対象となる犯罪収益の前提犯罪の具体例
  - b 過去の裁判例において、被告人が暗号資産交換業者に対して有する暗号資産に係る債権が没収可能な金銭債権でないとした理由
  - c 暗号資産に係る債権の没収の裁判が確定した後の処分の具体的な手続
- エ トラベルルールを定めていない国又は地域に存在する暗号資産交換業者との取引が可能かの確認及びトラベルルールに基づく通知事項の具体的内容
- オ 特定犯罪行為が法定化されることの確認及びその具体例
- カ 我が国におけるステーブルコインの法律上の定義及び暗号資産との相違点
- キ 士業者におけるマネロン等対策
  - a 士業者がマネロンに関わった事例の有無並びに疑わしい取引の届出義務を課す対象から弁護士等及び司法書士等を除外した理由
  - b 弁護士及び司法書士による取引時確認及び疑わしい取引の届出に関する取組
- ク 犯罪収益等として没収することができる財産の範囲を拡大することで新たに没収可能となる財産の形態及び全ての犯罪収益について没収可能となることの確認
- ケ 暗号資産交換業者が外国に所在する暗号資産交換業者と契約を締結する際に確認を義務付けられる、相手方業者のマネロン対策に係る体制整備等の確認方法
- コ 国際化や技術の高度化が進む金融犯罪への対処についての谷国務大臣の意気込み

#### 本田太郎君（自民）

##### 本法律案

- ア 世界におけるマネロンの金額
- イ 日本国内におけるマネロンの金額及び検挙状況
- ウ 日本がF A T Fの重点フォローアップ国とされたことによる経済的、政治的影響
- エ 本報告書への対応が遅れた場合のペナルティー
- オ 本法律案以外の本報告書への対応
- カ 本法律案による民間事業者への影響及び必要な対応
- キ 弁護士による取引時確認について日本弁護士連合会（以下「日弁連」という。）の会則に委ねるとした趣旨

#### 平沼正二郎君（自民）

##### 本法律案

- ア 本報告書で指摘された内容
- イ アの内容が遵守されない場合のリスク
- ウ 他の重点フォローアップ国である米国、シンガポール、中国における指摘内容及び対応状況
- エ マネロンの代表的手法及び国内での摘発事例
- オ 輸入禁止措置の実効性の確保
- カ 日弁連及び日本司法書士会連合会におけるマネロン対策の現状と今後の取組
- キ 暗号資産
  - a 暗号資産に関するマネロン対策
  - b トラベルルールの運用方法
  - c 暗号資産交換業者を介さない取引への対応
- ク 新たな仮想通貨や金融取引に係る対策強化の必要性

福重隆浩君（公明）

本法律案

- ア 本報告書に基づくマネロン対策等が遅れた場合の経済社会への影響
- イ F A T F からいわゆるブラックリストに指定されたミャンマーに対する先進国の投資停滞が長期化する可能性及び政府の対応
- ウ 金地金の密輸に対する取締り強化の必要性
- エ 宝石・貴金属等取扱事業者におけるマネロン対策等への国の関与
- オ N P O がテロ資金供与に悪用されないための具体的施策
- カ 犯罪収益移転防止法の一部改正
  - a 土業に係る同法の改正内容
  - b 特定事業者からの疑わしい取引の届出件数、受理内容の分析及び活用状況
- キ 金融機関等におけるマネロン対策等への監督強化及び金融庁の検査監督体制
- ク A I 等を活用したマネロンシステムの共同化に向けた金融庁及び銀行業界の取組
- ケ 全国銀行協会による A M L / C F T（マネロン及びテロ資金供与対策）システムの共同化への金融庁の関与
- コ 大規模銀行以外の金融機関や暗号資産交換業者も含めた金融機関等のマネロン対策等強化のための金融庁の施策
- サ 暗号資産のピア・ツー・ピア取引（個人間取引）のリスクについての現状認識及び今後の課題

中谷一馬君（立憲）

本法律案

- ア 第5次対日相互審査において我が国は通常フォローアップ国を目指すことの確認
- イ 改正法の施行により我が国への評価が改善される見通し
- ウ 本法律案の成立後に内閣官房 F A T F 勧告関係法整備検討室に相当する組織を存置する可能性
- エ N P O のテロ資金供与への悪用防止
  - a N P O の悪用防止についての F A T F の評価が C（履行）若しくは L C（概ね履行）に改善される見通し
  - b N P O 関係法令の改正予定の有無
- オ テロ資金供与対策に関する行政職員のマネジメント
  - a 犯罪収益移転危険度調査書にテロ資金供与対策を記載することにより第5次対日相互審査における評価を改善できる可能性
  - b 第5次対日相互審査における評価を改善させるために行政職員のマネジメントの観点から施策を講じる必要性
- カ 犯罪収益移転防止法の一部改正
  - a 実質的支配者リストの創設による実質的支配者の登録の促進の見通し及び金融機関等が実質的支配者を把握できるようにするために必要な取組
  - b 疑わしい取引の届出件数の増加に対応するため、警察庁の人員等の組織体制を充実させる必要性
- キ 暴力団等の犯罪組織の収益獲得の実態及び国際的な犯罪収益規制の動向並びにこれらを踏まえた組織的犯罪処罰法の前提犯罪を拡充する必要性
- ク 本年4月の外為法改正による暗号資産取引に対する資産凍結措置の強化の効果
- ケ 中央銀行デジタル通貨（C D B C）
  - a プライバシーの保護とマネロン対策、テロ資金供与対策を両立させた C D B C の検討状況
  - b 日本銀行が実施している概念実証フェーズ2に関する検証の進捗状況及びパイロット実験の実

施の見通し

- コ ステータブルコインの取引の規制に当たり、イノベーションとの両立が図られるように配慮する旨の鈴木国務大臣の答弁（令和4年11月8日衆議院本会議）における「配慮」の具体的な意味
- サ 分散型自律組織（DAO）
  - a Web3.0研究会で組成するDAOの具体的内容
  - b エンジニア育成の観点からのタイムリーで正確な情報提供の在り方
  - c Web3.0エコシステムの健全な発展のために必要な対応の全体像

#### 櫻井周君（立憲）

本法律案

- ア マネロン等対策の実効性を高めるための国民の理解促進へ向けた具体的な取組方針
- イ 本報告書の全文の日本語訳を作成し、公表する必要性
- ウ 本法律案の効果
  - a 北朝鮮のミサイル開発等に用いられている資金調達の阻止につながる可能性
  - b 世界平和統一家庭連合（旧統一教会）等の不法行為により集められた資金の海外への逃避を防止することにつながる可能性
  - c 特殊詐欺で得た資金のマネロンを防止し、特殊詐欺の減少につながる可能性
- エ NPOの悪用防止
  - a 本報告書において当該項目がNC（不履行）とされた理由
  - b 「ODAに関する有識者懇談会提言」（2018年11月）を踏まえたNGOの育成と強化に係る取組の進捗状況
  - c 「NPO法人のテロ資金供与対策のためのガイダンス」（2022年6月）の各項目を国民に理解しやすいものとする必要性
  - d 確度が低く公表できない現地情勢等についても在外公館からNPOに情報提供する必要性
- オ 宗教法人も非営利の法人の一つとして管理監督を強化する必要性
- カ NPOの活動を支援しつつ悪用防止に取り組む必要性
- キ 第4次対日相互審査においてIRが審査の対象外となった経緯
- ク オンラインカジノによる海外への資金流出に関する対策

#### 緒方林太郎君（有志）

本法律案

- ア 英語対応やプレゼンテーション能力の低さによる説明不足が影響して、第4次相互審査における日本の評価が低くなった可能性
- イ 犯罪収益移転防止法における取引時確認及び疑わしい取引の届出義務に係る改正
  - a 第12条の弁護士についての特則と同様の規定を司法書士についても設ける必要性
  - b 司法書士に弁護士と同様の規定を設けていないことが第5次対日相互審査に影響する可能性
- ウ NPO法人等の所轄庁（都道府県等）への対応を促進する必要性
- エ 金融機関における取引モニタリング等のシステム整備については、地方銀行等に任せるのではなく共通のプラットフォームで対応できるようにする必要性
- オ 貴金属等取扱事業者におけるマネロン等対策に関する経済産業省のガイドラインは第5次対日相互審査に対応し得るものであるかの確認
- カ 犯罪収益の没収
  - a 犯罪収益の送金先口座を差し押さえる困難性、マネロンに関わる収納代行業者の取締りの実態及び犯罪に使用されたドメインを没収する必要性

- b 犯罪収益を確実に没収するために国際協力を推進する必要性